

消地協第 8 3 号
平成 23 年 7 月 2 9 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官

「地方消費者行政活性化基金」の活用について（お願い）

牛肉、野菜などの食品から暫定基準値を上回る放射性物質が検出された事態を受け、これらの食品に対する出荷制限等の指示が行われています。

消費者庁では、関係省庁と連携し、消費者への分かりやすく正確な情報提供等に努めておりますが、消費者に身近に接する地方自治体におかれましても、消費者の食品等に対する安全・安心確保にご尽力されていることと存じます。

こうした取組に当たっては、既に 4 7 都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」（以下「基金」といいます。）を活用することができます。具体的には、食品モニタリングの強化、消費者への適切な情報提供・啓発などに本「基金」を充当することが可能です。

例えば、住民が消費する食品等に関し、

- ① 放射性物質の検査機器の整備
- ② 検査の委託
- ③ 検査を行う専門家の活用
- ④ 専門図書・資料等の購入
- ⑤ 自治体職員等への教育研修
- ⑥ 消費者への適切な情報提供・啓発

などの事業に「基金」をご利用いただけます。

なお、これらの事業は、消費者の安全・安心のために行われるものである限り、こうした事業への「基金」の充当については、その実施が消費者行政担当部局であっても、その他の農政部局、衛生部局等であっても差し支えないと考えております。

各都道府県におかれましては、この通知の内容を管内市区町村と共有していただき、取組に役立ててくださいますようお願い申し上げます。

なお、本通知に関する問い合わせは、消費者庁地方協力課までお願いいたします。